

1. 同盟の日本大国民党の方針を明かにしたる指令と政治部にて作
制通達すること

五、青年部確立の件

1. 組合及支部の青年部を即刻確立せしめること
2. 全國労農青年同盟支局の方針を明かにしたる指令今と青年部にて作
製の上執行委員会にて再協議すること

六、労働立法修改運動の件

1. 議会開会中に極運動方針を内閣労働問題審査会を即時招集して改
正案を提出せしめること

2. 商工政策より要求し奉いた健康保険改正案本署名請願運動を進
行せしめること

3. 同盟としてはこの運動を署名請願運動として労働立法修改運動全般協議
企て協力すること

七、労働者第1打金参加の自由獲得運動の件

1. 各二協会社に於ける労働者第1打金参加の事実を調査本署名請
願運動と下全勤的斗争を提起
2. 声明書を発表すと其は日本大国民党は提携して行動を開始すること

議

3. 其の他は適宜取扱一往

八、深夜業禁止対策方針の件
議会に附する質問口より丁寧露せしめること

九、北部労働組合の算向狀は固する件。

文書を以て田畠谷すること、し認定は棚橋上野鶴川一往とす

十、支那労働運動總委代表派遣の件

日支労働階級の現状並に支那に於ける労働運動の実情観察のため

十一、中國文の兩氏吉派遣すること

土、船田征二郎の「清党」運動は固する件。
この問題は日本大国民党のみならず一般組合員にも機運を及ぼす
ものなるまことに即時解決する前に専本部に追言すること

昭和四年二月五日

日本労働組合同盟本部